

健康保険限度額適用認定申請書

厚生労働省より・・・マイナ保険証利用のすすめ
 マイナ保険証を利用すれば、事前の手続きなく、高額療養費制度における限度額を超える支払いが免除されます。
 限度額適用認定証の事前申請は不要となりますので、マイナ保険証をぜひご利用ください。

被保険者証等の 記号－番号		記号		番号		—									
被保険者	氏名			事業所	名称										
	生年月日	年	月		日	所在地									
適用対象者	氏名			被保険者との続柄											
	生年月日	年	月	日	性別	男 ・ 女									
申請理由 1 or 2のいずれかを選択ご記入ください		1:入院するため		入院する期間	令和 年 月から 令和 年 月まで(予定)										
		2:外来治療で、高額な医療費となるため		高額となる期間	令和 年 月から 令和 年 月まで(予定) ※ 医師、薬剤師に相談の上、ご申請ください										
被保険者 (適用対象者)の住所		〒													
限度額適用認定証の 送付先 はっきり、丁寧に		自宅 ・ 勤務先 ・ その他()													
		〒													
				電話	—	—									
被保険者のマイナンバー記入欄 →		<table border="1"> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> </table>													
※ 被保険者証/資格確認書の記号番号を記入した方は、 記入不要 ※ 記号番号に代え、マイナンバーを記入し申請する場合は、「 個人番号確認 」をするための添付書類が必要になります。															

上記のとおり「健康保険限度額適用認定証」の交付を、※「被保険者証または資格確認書」を添えて申請します。

※ 「被保険者証/資格確認書」は、受診される方ご本人の原本カードを同封ください。

[注意] 以下に該当した場合は、認定証を速やかにご返却ください。

- ① 被保険者が資格を喪失したとき。
- ② 被保険者が加入している保険者に変更があったとき。
- ③ 適用対象者である被扶養者が被扶養者でなくなったとき。
- ④ 被保険者が適用区分欄に表示された区分に該当しなくなったとき。
- ⑤ 適用対象者が70歳に達する月の翌月に至ったとき。
- ⑥ 認定証の有効期限に達したとき。
- ⑦ 適用対象者が後期高齢者医療保険の加入者となったとき。

常務理事	事務長	担当	担当	
月額/適用区分	有効期限	交付日	送付日	備考
千円 アイ・ウ・エ・オ	R , ,	R , ,	R , ,	

付 年 月 日
受 日

R06.12改